**平成２２年（フ）第１１８１９号**
東京都大田区池上５丁目16―１―221
債務者　玉木　良憲
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８２０号**
東京都世田谷区上馬４丁目18―22―103
債務者　中鉢　典明
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８２８号**
神奈川県川崎市幸区小向仲野町14―１―302
債務者　本宮　義隆
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８３１号**
東京都大田区久が原４丁目35―23　ひかり荘２号館211
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８３２号**
千葉県市川市広尾１丁目16―23―303
債務者　佐野　早苗（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８３９号**
東京都練馬区光が丘７丁目７－２―1105
債務者　高市ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８４０号**
東京都港区芝浦３丁目５―35―1002
債務者　冨永裕美子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８４２号**
東京都大田区中央８丁目23―２―101
債務者　梶原裕美子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８９号**
岡山市北区万成東町９―10、住民票上の住所岡山市中区国富４丁目４番28号
債務者　中川　昌洋
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３１３号**
岡山市北区御津中泉29番地
債務者　二宮　博美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３８４号**
岡山市南区浦安南町127番地２
債務者　岡田　桂樹
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４２３号**
岡山市北区平山1108番地
債務者　宇治　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４６５号**
岡山市北区神田町１丁目８番16号　フローリッシュ神田Ⅱ306号
債務者　小寺絵理子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２４号**
沖縄県沖縄市諸見里３丁目38番７号
債務者　伊波こずえ
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第１８６号**
北海道河東郡音更町十勝川温泉北12丁目１番地22　ベルエールの森
債務者　須佐　英子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第６４６号**
東京都練馬区高野台３丁目15番８号メゾンブランシュ201
債務者　池田麻衣子（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部